

指宿市特産品販路拡大支援事業補助金 概要

本市では、農林水産物、加工品、工芸品、焼酎等の特産品の販路拡大を促進することで、地域の経済活性化、雇用の継続等を図ることを目的に、以下の内容で補助金交付を行っています。

1 補助対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※ただし、予算に達し次第終了となります。

2 補助対象事業

国、自治体、公益法人、公的機関、公的団体、地元金融機関等が主催、共催又は後援する商談会、見本市、博覧会など

3 補助対象経費

出展料、参加料、小間等装飾費、会場借上料、什器類借上料、旅費、運搬費、通訳費、翻訳費など

4 補助金の額

補助対象経費の2分の1以内で、下記金額を上限とします。

県内

①商談会等に3日以上連続の出展（本市を除く）・・・1万円以内

県外

②商談会等に2日以上連続で出展・・・5万円以内

③市が主催又は出展する商談会等に出展・・・5万円以内

④市が指定する商談会等に出展・・・予算の範囲内で市長が別に定める。

国外

⑤1日以上商談会等に出展・・・10万円以内

オンライン商談会

⑥インターネット回線等を活用して行う非対面型の商談会に参加・・・1万円以内

5 補助の回数

補助回数は、上記に該当するもののうち以下の回数を上限とします。

①の場合・・・年2回

②の場合・・・年2回

③の場合・・・通算3回。ただし、①、②、⑥の回数を含みます。

④の場合・・・通算3回。ただし、①、②、⑥の回数を含みます。

⑤の場合・・・年1回

⑥の場合・・・年2回

6 補助金交付の手順

- ①補助金交付申請 事業計画書の提出【第1号様式】
(計画書右上, 申請者への押印は省略可ですが, 個人情報への同意の欄への押印は必須です)
- ②交付申請書の審査 内容審査後, 補助金決定通知書【第2号様式】による通知
- ③商談会等への出展 商談会(オンライン)等の内容が分かる様子を写真等で記録
- ④補助金実績報告 事業実績報告書【第3号様式】の提出
(実績報告右上, 申請者の押印は省略可です)
- ⑤実績報告書審査 内容審査後, 補助金確定通知書【第4号様式】の通知
- ⑥補助金請求 補助金請求書【第5号様式】の提出
- ⑦補助金交付 請求後, おおむね1か月以内に支払います。

「指宿市特産品販路拡大支援事業補助金」交付の流れ

① 商談会等への申し込み

《商談会等》

国、自治体、公益法人、公的機関、地元金融機関等が主催、共催、後援する商談会等（商談会、見本市、博覧会）への出展

《出展条件》

県内	県外	海外	オンライン商談会
		商談会等	
3日以上	2日以上	1日以上	—

※市が主催等する場合は、1日以上

事業者手続き

② 補助金交付申請の提出

《提出書類》

- ①事業計画書（第1号様式）
- ②出展申込書（写し）
- ③商談会等（オンライン含む）の内容が分かる資料
- ④消費税等の非課税者である資料（該当する場合のみ）

⑤ 事業の実施

商談会等（オンライン含む。）への出展
※補助対象となる経費については、交付決定後に執行してください。

⑥ 実績報告の提出

対象経費確定後、速やかに報告手続きを行ってください。
おおむね、1か月から1か月半後までをお願いします。

《提出書類》

- ①事業実績報告書（様式第3号）
- ②対象経費領収書（写し）
- ③商談会等（オンライン含む）の実施が分かる写真
- ④その他市長が必要と認める書類

⑨ 補助金の請求

《提出書類》

- ①事業補助金交付請求書（第5号様式）

指宿市手続き

③ 交付申請書の受理

予算に達し次第、受付を終了します。

④ 補助金の交付決定

《交付書類》

交付決定通知書（第2号様式）

⑦ 実績報告の審査

報告書の内容確認

⑧ 補助金の交付確定

《交付書類》

交付確定通知書（第4号様式）

⑩ 補助金の支払い

請求後、おおむね1か月以内に支払います。